

第8回 孤独・孤立対策推進会議

議事録

(開催要領)

1. 開催日時：令和5年10月3日（火）16:00～16:30
2. 場 所： 中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室
3. 出席者：

加藤 鮎子	孤独・孤立対策担当大臣
工藤 彰三	内閣府副大臣
石川 昭政	デジタル副大臣
高木 宏壽	復興副大臣
井林 辰憲	内閣府副大臣
馬場 成志	総務副大臣
柿沢 未途	法務副大臣
神田 憲次	財務副大臣
青山 周平	文部科学副大臣
宮崎 政久	厚生労働副大臣
武村 展英	農林水産副大臣
酒井 庸行	経済産業副大臣
堂故 茂	国土交通副大臣
宮澤 博行	防衛副大臣
穂坂 泰	外務大臣政務官
朝日 健太郎	環境大臣政務官
谷 滋行	警察庁長官官房総括審議官

(議事次第)

1. 孤独・孤立対策の令和6年度予算概算要求について
2. 孤独・孤立対策の取組について

○工藤内閣府副大臣　ただいまから、第8回「孤独・孤立対策推進会議」を開催いたします。お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございます。

本日の司会を務めます、孤独・孤立対策を担当する内閣府副大臣の工藤です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

まず初めに、事務局より、孤独・孤立対策の令和6年度予算概算要求について、御説明をお願いします。

○山本孤独・孤立対策担当室長　内閣官房孤独・孤立対策担当室長の山本でございます。

それでは資料1－1を御覧ください。「令和6年度予算概算要求について」、この予算につきましては、昨年12月に改定されました孤独・孤立対策重点計画及び去る6月16日に閣議決定されたいわゆる骨太の方針2023に盛り込まれた事項を中心に、関係省庁から概算要求をしていただきました。

1枚おめくりいただければと思います。これらの予算事業は150を超える施策となっておりますが、この資料では、主要な事業を取り上げまして、重点計画の4つの基本方針ごとに整理しました。1ページ目、1つ目の「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」では、孤独・孤立の実態把握、タイムリーな情報発信、声を上げやすい環境整備について、取り上げています。

2ページ目でございます。2つ目の「状況に合わせた切れ目のない相談支援」では、電話・SNS相談の24時間対応の推進等による相談支援体制の整備や支援する人材育成等を取り上げています。

続きまして、3ページと4ページでございます。3つ目の「見守り・交流の場や居場所づくり、「つながり」を実感できる地域づくり」では、居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、社会的処方への活用、地域の包括的支援体制推進を取り上げています。

5ページでございます。4つ目の「NPO等の活動支援、官・民・NPO等の連携強化」では、孤独・孤立対策に取り組むNPO等へのきめ細かな支援、対話の推進、連携の基盤となるプラットフォームの形成支援を取り上げています。

このうち、NPO等の主な支援策につきましては、6ページ目でございます。これらの経費については、重点計画において、「当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援する」とされており、当初予算及び補正予算において必要額を確保しているところでございます。

以上、これらの概算要求につきまして、引き続き必要な予算の確保に努めてまいります。

各事業の説明は各府省にお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

○工藤内閣府副大臣　御説明をありがとうございました。

それでは、各府省庁から、順次、御発言いただきたいと思います。

まず初めに、内閣府、消費者庁、こども家庭庁における事項について、私から発言させていただきます。

内閣府では、孤独・孤立対策推進法が施行される来年4月以降、内閣官房孤独・孤立対策担当室からの事務の移管を受けて、引き続き孤独・孤立の実態把握に関する全国調査を実施するとともに、孤独・孤立対策重点計画の作成等を通じ、孤独・孤立対策を推進してまいります。また、「孤独・孤立対策推進交付金（仮称）」を創設する予定であり、地方における官・民・NPO等の連携強化や孤独・孤立対策に取り組むNPO等を、中間支援組織を通じて、支援してまいります。その他、内閣府では、困難を抱える女性に寄り添った相談支援やその一環として実施する生理用品の提供のため、地域女性活躍推進交付金の充実・強化に努めます。また、DVや性犯罪・性暴力被害者への相談支援体制のさらなる充実を図ってまいります。

次に、消費者庁では、孤独・孤立に起因する消費者被害の未然防止・拡大防止のため、地方消費者行政強化交付金の活用等を通じて、配慮を要する消費者の見守りネットワークの構築を支援すること、様々な分野のNPO等と連携し、相談会を実施して、消費者被害を把握しつつ、関連シンポジウムを開催し、消費者への啓発を図ることに取り組んでまいります。

最後に、こども家庭庁では、こどもの居場所づくりに関する指針を踏まえ、自治体がNPO等の民間団体と連携して行う居場所づくりのモデル事業を引き続き実施し、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりを進めていきたいと考えています。また、NPO等の中間支援法人を通じたこども食堂等への支援を自治体にも関与いただきながら実施することで、こどもの貧困や孤独・孤立への対応に万全を期してまいりたいと思います。

私からは、以上です。

続いて、各副大臣より、御発言いただきます。

それでは、石川デジタル副大臣、お願いいたします。

○石川デジタル副大臣 デジタル庁では、孤独・孤立に悩む方を含め、誰一人残されないデジタル社会の実現を目指して、デジタルに不慣れな方をサポートする、デジタル推進員の取組を進めています。特に孤独・孤立に悩む方々のコミュニケーション手段としてデジタル技術を活用することは非常に有効であると考えており、孤独・孤立対策に取り組む社会福祉協議会をはじめとする関係団体とも連携しながら進め、9月末時点で3万5000人を超える方々を任命しております。具体的には、JR東日本と連携し、各駅にマイナンバーカード・マイナポータルのサポートを行うデジタルよろず相談所を設置したり、市役所に協力いただき、窓口でマイナ保険証の体験会を開催するなど、高齢者をはじめとするデジタルに不慣れな方が身近に相談できる場の構築にも力を入れております。

引き続き、関係団体、関係省庁としっかり連携して、取組の充実を図ってまいります。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございました。

続いて、高木復興副大臣、お願いいたします。

○高木復興副大臣 復興庁です。

東日本大震災発災から12年が経過し、被災者の置かれた状況は多様化してきており、そ

それぞれの状況に応じたきめ細かい支援が必要となっております。特に災害公営住宅に転居された方の中には、一人暮らしとなった高齢者が多く、孤独死を防止するためにも、日頃から孤立防止やコミュニティづくりが重要です。

このため、復興庁では、被災者支援総合交付金を通じて自治会の形成や交流会の開催などのコミュニティづくりに対する支援、生きがいくりのための心の復興事業、生活支援相談員による高齢者等の見守りの実施などの自治体の取組を幅広く支援しております。

被災者支援総合交付金は、令和6年度概算要求においても、被災自治体からの要望を踏まえ、必要額を計上しております。

引き続き、自治体と連携し、丁寧に状況を伺いながら、被災者に寄り添った取組を推進してまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣　ありがとうございました。

続いて、馬場総務副大臣、お願いいたします。

○馬場総務副大臣　総務省です。

令和6年度概算要求においては、例えば、孤独・孤立の問題を抱える方々に寄り添い、社会のセーフティネットとして機能している行政相談を利用していただけよう、SNSも活用した広報活動の実施や、インターネット上の誹謗中傷等に悩まれている方に的確にアドバイスができる相談体制の充実に必要な予算を要求しております。

また、地域において孤立しがちな高齢者や児童、子育て世代の交流の場・居場所づくりの取組を支援するために、地域運営組織の取組に対する地方財政措置などの市町村に対する支援等を継続して講じてまいります。

引き続き、関係省庁と協力しながら、孤独・孤立対策に資する取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○工藤内閣府副大臣　ありがとうございました。

続いて、柿沢法務副大臣、お願いします。

○柿沢法務副大臣　法務副大臣の柿沢でございます。

法務省における孤独・孤立対策に関する施策の令和6年度予算概算要求について、主な施策を3点に絞って御報告いたします。

まず、犯罪や非行をした者の就労、住居、相談先の確保等についてです。刑務所出所者等の就労先へのマッチングや雇用後の定着支援を行う更生保護就労支援事業、更生保護施設退所者等の継続的な支援を行う訪問支援事業などを、それぞれ拡充するための要求をいたしております。

また、犯罪や非行をした者が、孤独・孤立により再犯に及ぶことがないように、地方公共団体による再犯防止の取組を促進するための協議会の開催や国と都道府県が連携した地域再犯防止推進事業の実施など、地方公共団体の取組の一層の促進に向けた経費も要求して

おります。

さらに、在留外国人の実態把握についてです。令和3年度から、在留外国人に対する基礎調査において、在留外国人の孤独の実態把握などを目的とした調査項目を盛り込み、当該調査結果については、孤独・孤立対策担当室のほか、外国人との共生に関わる施策を所管している関係省庁に共有しています。

法務省では、これらを含む様々な取組を通じて、引き続き、孤独・孤立対策を推進いたしてまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございました。

続いて、青山文部科学副大臣、お願いします。

○青山文部科学副大臣 文部科学省といたしましても、所管する教育や文化スポーツ、また、科学技術の分野において、孤独・孤立状態にある方々に寄り添い、きめ細かく必要な取組を行ってまいります。具体的には、令和6年度概算要求において、児童生徒の自殺予防やいじめ・不登校対策、学生のメンタルヘルスケア支援、外国人等の就学促進や日本語教育の充実、博物館等の機能強化、スポーツに誰もがアクセスできる環境の整備、孤独・孤立の予防のための社会的仕組みの創出に資する研究開発等の事業に係る予算を計上しております。

引き続き、関係省庁並びに関係機関と連携して孤独・孤立対策に取り組んでまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございました。

続いて宮崎厚生労働副大臣、お願いします。

○宮崎厚生労働副大臣 ありがとうございます。厚生労働省です。

孤独・孤立の問題は、地域や職域など様々な日常生活の場面において人と人のつながりの希薄化が進んだことが一つの背景になって生じていると承知しております。このため、本省は国民生活に密着した幅広い分野を所管していることから、日常生活の場面において、孤独・孤立で悩む当事者の方々に対して、周囲からの声かけを促すための取組や当事者の方が相談しやすい窓口の整備やその周知などの取組を進めてきております。令和6年度の概算要求におきましても、こうした観点から、ゲートキーパーの養成に対する支援や自殺対策を行うNPO法人などの民間団体への支援、また、悩み別に相談窓口を検索できる支援情報検索サイトの運営、さらには、高齢者が気楽に集えるような通いの場の推進などの取組を通じて、この対策を進めていきたいと、必要な経費を計上しているところでございます。

こうした対策に取り組むことによりまして、引き続き孤独・孤立対策をしっかりと推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございました。

続いて、武村農林水産副大臣、お願いします。

○武村農林水産副大臣 農林水産省です。

本年6月、総理を本部長とする食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において策定されました食料・農業・農村政策の新たな展開方向におきまして、孤独・孤立対策等を所管する関係省庁と連携し、生産者、食品事業者から、フードバンク、こども食堂等への多様な食料の提供を進めやすくするための仕組みを検討すること等が盛り込まれました。このことから、農林水産省の令和6年度予算要求では、こども食堂やフードバンク等への支援、こども食堂等の共食の場における食育活動の推進、食品アクセス確保に向けて地域の関係者が連携する体制の構築等に向けて、必要な予算を要求いたしました。

引き続き、関係省庁や自治体等と連携しつつ、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございました。

続いて、酒井経済産業副大臣、お願いします。

○酒井経済産業副大臣 経済産業省では、孤独・孤立等の社会課題をビジネスや研究等を通じて解決するという観点から取組を行っているところでございます。職場等での心の健康保持・増進を目指した介入のエビデンスの構築のための事業では、従業員や管理職を対象とした労働者の抑鬱・不安の予防に資する研究プログラムやアプリを用いた行動変容を促すアプローチ等の有用性の検証を行っております。

また、学びと社会の連携促進事業においては、学校外の学びの場であるサードプレイス等を活用し、不登校傾向のある児童生徒を含め、児童生徒に対する学びの個別最適化や探索的な学びの推進のための先進事例の創出などに取り組んでおります。

令和6年度の概算要求においても、必要な取組を進めるための予算を盛り込んでおります。引き続き、民間事業者等と連携をしながら、重点計画に盛り込まれた施策を着実に実施することで、社会的な孤独・孤立を防ぎ、人と人とのつながりを守る活動ができる環境の整備に貢献してまいります。

以上でございます。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございました。

続いて、堂故国土交通副大臣、お願いします。

○堂故国土交通副大臣 孤独・孤立対策を推進する上で誰もが安心して暮らせる住まいを確保することは、極めて重要です。国土交通省では、令和6年度概算要求において、NPO等が実施する居住支援活動への支援などを盛り込んでおります。孤独・孤立対策に資する住宅セーフティネット機能を強化してまいります。

また、孤独・孤立を抱えやすい単身高齢者の入居者等が住まいにおいて交流の機会を持つことができるよう、公営住宅等への交流スペース設置などへの支援に取り組んでいるところです。

国民一人一人の孤立を防ぎ、不安に寄り添うためにも、居住の安定確保に向けた対策に

しっかりと取り組んでまいります。

以上です。

○工藤内閣府副大臣　ありがとうございました。

続いて、宮澤防衛副大臣、お願いします。

○宮澤防衛副大臣　防衛省・自衛隊の孤独・孤立対策といたしましては、隊員が孤立しないための施策をしてまいりたいと思っております。声を上げやすい、声をかけやすい環境整備のための施策の推進でございまして、令和6年度概算要求にも必要な取組を計上しております。

資料ですと、薄いほうの資料3ですと、3ページと4ページです。分厚い方でいきますと、51ページと52ページに記載させていただいております。

まず、1点目はカウンセリングと相談体制の充実です。具体的に申し上げますと、職員の相談する機会を充実させるために、駐屯地等への部内相談員や臨床心理士の配置、外部カウンセラーの招へい、さらにはSNSによる相談窓口を設置して、職員が悩みを気軽に相談できるよう、これらの取組を行ってまいりたいと考えております。

2点目ですけれども、メンタルヘルス教育の実施でございます。自衛官はタフでなければならないという考えが根底にありまして、なかなか困ったときに助けを求める態度に出られないということがあります。苦しいときに助けを求めることを躊躇しないという意識を持つことが重要だと、我々は考えております。メンタルヘルス教育の実施や教材の配布などによりまして、職員が専門家などに相談しやすくなるような環境や意識の醸成に努めてまいりたいと思っております。

このような取組を通じて、職員がその能力を十分に発揮できる健全な職場環境の構築に努め、今後とも孤独・孤立対策を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○工藤内閣府副大臣　ありがとうございました。

続いて、穂坂外務大臣政務官、お願いいたします。

○穂坂外務大臣政務官　外務省です。

外務省が支援する在外邦人の方々は、言語や習慣の違いから、孤独・孤立状態に陥りやすい傾向にあります。外務省としては、悩みを抱える在外邦人の方々のニーズにしっかり耳を傾けながら、必要な施策を立案し、実施に移していく方針です。

外務省では、重点計画に基づき、別紙の資料のとおり、取組を進めているところです。

とりわけ、本年度の新規事業として、在外邦人の孤独・孤立の実態を把握し、邦人保護の質の向上につなげていくため、この秋に実態調査を実施する予定です。

また、外務省は、在外邦人も含む相談対応の最前線に立っているNPO団体の活動にしっかりと寄り添うことが重要と考えています。この観点から、令和6年度には、在外邦人のためのチャット相談窓口を運営するNPO団体への支援を実現するべく、予算要求を行っております。

これらの取組を含め、孤独・孤立に悩む方々を誰一人取り残さない社会の実現を目指し、外務省として、今後も貢献してまいりたいと考えています。引き続き、各府省の皆様とも連携していきますと幸いです。

以上です。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、朝日環境大臣政務官、お願いします。

○朝日環境大臣政務官 環境省です。

まず、高齢者、中でも単身高齢者は、熱中症のリスクが高いことから、熱中症による死亡を防ぐため、予防としての見守り、声かけ等の取組を強化してまいります。具体的には、来週春に全面施行予定の改正気候変動適応法を円滑に施行し、熱中症対策の普及啓発活動を強力に推進してまいります。

また、地域における取組として、家庭で余った食品を回収し、生活困窮者や支援団体、また、福祉施設等へ寄附をするフードドライブの取組を、地方自治体と連携しながら、推進します。

また、孤独・孤立に悩む方々を含め、広く国内外の訪問客に自然との触れ合いや地域との交流の機会を提供するつながりの場所としての国立公園をはじめとする自然公園の活用

の取組を推進してまいります。

これら3事業について、来年度予算として総額23億円を要求しており、環境省としても引き続き孤独・孤立対策の推進に貢献してまいります。

以上であります。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

続いて、孤独・孤立対策の取組について、事務局から、御説明をお願いします。

○山本孤独・孤立対策担当室長 それでは、資料2を御覧ください。

1枚おめくりいただきますと、概念図がございます。孤独・孤立対策は、重点計画に基づき、政府一体となって取組を進めています。今後、単身世帯の増加などを背景に、この問題の深刻化も懸念される中、孤独・孤立対策を本格実施の段階に進め、国及び地方公共団体における安定的・継続的な推進を図るため、先の通常国会で孤独・孤立対策推進法が成立いたしました。現在、来年4月1日の法施行に向け準備を進めております。

最近の動きについて、かいつまんで御説明したいと思います。4ページをお開きください。孤独・孤立対策ウェブサイトでは、自動応答を行うチャットボットによる支援制度や相談窓口の紹介を行っております。関係府省から登録いただいた約150の支援制度や相談窓口をカバーしております。本年8月から、携帯電話事業者との連携により、料金の支払いが遅れている方への案内の中で孤独・孤立対策ウェブサイトを紹介するなど、プッシュ型での情報発信の取組を進めております。引き続き、活用しやすく、孤独・孤立で悩んでいる方に着実に届くように取組を進めてまいります。

次の5ページでございます。本年8月より、「大丈夫！あなたはひとりじゃない」と題

したキャンペーンを実施しております。ここでは、孤独・孤立は誰にでも起こり得る、相談支援を求めることは必要なことといったメッセージを発信するとともに、先進的な取組を行う民間企業を紹介することで、対策に取り組む担い手の拡大を図ることを狙いとしております。今後とも、関係府省と連携し、声を上げやすい、声をかけやすい環境整備に努めてまいります。

続きまして、6ページと7ページでございます。地方版官民連携プラットフォームの推進についてです。地方公共団体においても、官・民・NPO等の連携基盤を構築し、参加団体間で連携して試行的な事業を行うことで、地域の実情に応じた効果的な連携方策を開発するため、令和4年度及び令和5年度の2か年で40か所の地方公共団体でモデル事業に取り組んでいただいております。それぞれ特色のある取組が見られており、これらの知見を全国で共有し、来年度からの法施行に役立ててもらおうことにしております。

続きまして、15ページでございます。本年度は、NPO等が主体となった日常生活における孤独・孤立の予防や早期対応に資する取組モデルの調査に取り組んでおります。

また、18ページ、NPO等活動を熟知した中間支援組織が中小規模のNPO等への非資金的支援を実施することで、運営能力の向上を図るモデル事業も実施しております。これらの取組の成果を全国で共有しまして、それぞれの地域において日常の様々な分野で緩やかなつながりが築けるような社会環境づくりがされることを期待しております。

最後に、資料3でございます。孤独・孤立対策の重点計画に盛り込んだ主要な施策について、取組状況や成果を各府省から提出していただき、取りまとめたものでございます。今年のいわゆる骨太方針においても、全省庁で孤独・孤立対策の視点を入れて施策を推進するとされており、施策の検討に際し、参考にさせていただきたいと思っております。

私からの説明は、以上でございます。

○工藤内閣府副大臣 ありがとうございます。

最後に、大臣より、締めくくりの御発言をいただきますが、その前にプレスが入室しますので、しばらくお待ちください。

(報道関係者入室)

○工藤内閣府副大臣 それでは、加藤大臣、よろしくお願いいたします。

○加藤孤独・孤立対策担当大臣 私からは、孤独・孤立対策の今後の取組の方向性について、申し上げたいと思っております。

まず、必要な予算の確保についてです。本日の会議では、各府省庁から孤独・孤立対策に関する令和6年度予算概算要求について、御発言をいただきました。孤独・孤立対策の推進につながる取組を概算要求に盛り込んでいただいたことに感謝を申し上げます。各府省庁の孤独・孤立対策関係の概算要求には幅広い事業が盛り込まれており、その中には新規で要求したものや内容を拡充したものも含まれております。各府省庁において、引き続き予算の確保に向けた取組を進めていただきたいと思います。

総合経済対策についてです。先日、総理から総合経済対策の策定に関する指示がござい

ました。総理からの御指示を踏まえ、様々な手法で社会課題にきめ細かく対応するとともに、包摂社会の実現の観点から、孤独・孤立対策のさらなる推進につながる取組についてももしっかり御検討いただくようお願い申し上げます。重点計画及び施策の充実についてです。各府省庁には、昨年末にこの会議で決定した孤独・孤立対策の重点計画の改定版に基づいて、各施策の着実な実施に努めていただいております。この重点計画については、内容の充実を含め、施策の実効性を高めていくことが必要と考えており、来年4月から施行される孤独・孤立対策推進法に基づく重点計画の策定に向けて、今年度内に、あと数回推進会議を開催し、施策の取組状況や今後の取組の方向性について、議論をさせていただく予定であります。

このような重点計画の改善も視野に入れて、各府省庁におかれましては、骨太方針にも記載されている、1つ目、支援を求める声を上げやすくする声をかけやすい環境づくり、2つ目、日常の様々な分野で緩やかなつながりを築ける多様な居場所づくりなど、孤独・孤立の予防に関する施策が充実するよう、引き続き、予算の確保に向けた取組を含めて、施策の検討をしっかりと行っていただきますようお願い申し上げます。

推進法の施行に向けた今後の取組向性についてです。御承知のとおり、孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るものであり、社会全体で対応しなければならない課題です。各府省庁における孤独・孤立対策の検討に当たっては、社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れて、新規施策の策定や既存施策の運用の改善を図るなどして、孤独・孤立対策が目に見える形で進んでいくようにすることが重要であると考えております。

孤独・孤立対策推進法が施行される来年4月には、内閣総理大臣を本部長とし、各府省庁の閣僚級で構成する孤独・孤立対策推進本部が新たに設置をされます。推進本部の下で本格的に実施される孤独・孤立対策において、推進本部に格上げされたことが十分に伝わる予算や施策となるよう、各府省庁の御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

○工藤内閣府副大臣 それでは、プレスの方は御退室願います。

(報道関係者退室)

○工藤内閣府副大臣 以上をもちまして、本日の「孤独・孤立対策推進会議」を終了させていただきたいと思っております。

本日は、ありがとうございました。